様式１号

北海道大学産学・地域協働推進機構

 HOKKAIDO　TRANSFORMATION　CROSS SPACE

法人会員登録申請書兼法人会員有料サービス利用申請書

令和　　　年　　月　　日

北海道大学産学・地域協働推進機構

スタートアップ創出本部本部長　殿

申請ご担当者

所属：

職名：　　　　　　　　　　氏名：

電話番号：

E-mailアドレス：

＜該当項目にチェック＞（有料サービスを申請する場合、両方にチェック）

□私は以下の法人について、HXの法人会員の登録を申請します。登録にあたっては、関

連諸規則、約款等を遵守します。

□私は以下の法人について、HXの法人会員の有料サービスの利用を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録法人名（設立前の場合、登記予定法人名） |  |
| 法人代表者名 |  |
| 設立年月日(設立前の場合、設立予定日) |  |
| 電話番号 |  |
| E-mailアドレス |  |
| 担当者名 |  |
| 利用目的及び事業概要（事業概要は別添可） |  |
| 利用予定者 | 所属・職名 | 氏名 | 連絡先(電話) |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

＜以下は、有料サービス利用申請時のみ記載・チェック＞

|  |  |
| --- | --- |
| 申請要件の確認 | □本学の研究成果を活用した事業を営む企業である（下記より研究成果の区分を選択） |
| □本学の知的財産権等を活用（特許番号：　　　　　　　　　　　　　） |
| □本学との共同研究・受託研究の成果の活用（研究題目：　　　　　　　　　　　　　） |
| □その他（内容：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □設立から2年以内の法人である（申請日現在） |
| □法人形態が株式会社である |
| □未上場かつ将来的に上場を目指している |

|  |  |
| --- | --- |
| 有料サービス利用開始希望日 | 令和　　年　　月　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 有料サービス利用希望期間（※原則1カ年） | 利用希望開始から　　年　　ヵ月 |

* 私は上記法人が、上記申請要件にすべて合致することを確認しました。
* 私は、裏面の約款第8条に記載の通り、有料サービスの利用にあたって所定の利用料を支払うことを確認しました。

以上

＜提出先＞

産学・地域協働推進機構スタートアップ創出本部

スタートアップ支援部門　HX法人担当

E-mail hsfc-jimu@mcip.hokudai.ac.jp

＜添付書類：法人会員の登録申請時＞

□　事業概要説明資料（書式任意）

＜添付書類：有料サービスの申請時＞

□　事業概要説明資料（書式任意）

□　履歴事項全部証明書（発行３か月以内かつ最新の内容）　※会社設立済の場合

□　代表者(予定者含)の本人確認書類(写)　※運転免許証等のコピー

□　代表者(予定者含)の職務経歴書（書式任意）

□　株主名簿(写)　※設立前の場合、予定する株主構成がわかる書類

**HX法人会員　約款(利用規約)**

この規約(以下「本規約」という) は、国立大学法人北海道大学産学・地域協働推進機構(以下「当機構」という。) が管理・運営する、HOKKAIDO　TRANSFORMATION　CROSS SPACE（以下「HX」という）の利用に関する条件を、HXを利用する法人と当機構との間で定めるものです。なお、本約款に定めのない事項は、北海道大学産学・地域協働推進機構HOKKAIDO　TRANSFORMATION　CROSS SPACE管理運営内規 (以下「内規」という) に定め、HXを利用する法人は内規の記載事項も遵守するものとします。

第１条　法人会員

　法人会員とは、本学の研究成果を活用した事業等を営む企業であって、HXの法人会員登録の申請を行い、登録を完了した法人をいう。

（法人会員の登録）

第２条　法人会員の登録

法人会員として登録を希望する者は、管理・運営責任者に様式1号により申請をしなければならない。

２　前項の申請は、法人が設立登記前の場合、当該法人設立の発起人、設立時取締役への就任予定者等である個人からの申請を認める。

３　管理・運営責任者は、法人会員として登録を希望する者に対してヒアリングを行い、法人会員の登録可否を判断する。

４　前項により法人会員の登録を認めた場合、管理・運営責任者は法人会員として登録を希望する者に対して様式2号により許可書を交付する。

５　法人会員の登録は無料とする。

第３条　法人会員が利用できるサービス内容

法人会員に登録した法人の役員、従業員は、HXの利用時間内において、HXをコワーキングスペース、コミュニティスペース等として利用できるとともに、次に掲げる各号のサービス利用ができる。

(1) HX内の無線LAN（WI-FI）使用)

(2) HX内に設置されている書籍閲覧

(3) HX内のテレキューブの使用

(4) HX備付モニターの使用

２．前項各号のサービス利用の具体的方法は、別途HX事務局が定める。

第４条　法人会員の有料サービス

新たに設立する法人または設立後間もない法人の成長支援を目的に、法人会員向けに有料サービスを提供する。

２　法人会員は次の各号のすべてに該当する場合、有料サービスの利用申請ができる。

1. 本学の研究成果を活用した事業等を営む企業であること
2. 有料サービス利用申請時に、法人設立後２年以内であること
3. 株式会社であること
4. 未上場かつ将来的に上場を目指していること

第５条　法人会員の有料サービス内容

有料サービスの利用許可を得た法人会員（以下、「有料サービス利用者」という。）は、以下のサービスを利用できる。

(1) 本店所在地の住所としてのHX利用

(2) ＦＭＩ国際拠点の所定郵便受けの利用

(3) ＦＭＩ国際拠点の会議室の利用

２　前項各号のサービスの取り扱いは、管理・運営責任者が別途定める。

３　第１項第１号の、本店所在地として登記する住所は「北海道札幌市北区北２１条西１１丁目北海道大学フード＆メディカルイノベーション国際拠点1階HX内」とする。

第６条　有料サービスの利用申請及び許可

有料サービスの利用を希望する法人（以下、「有料サービス申請者」という。）は、管理・運営責任者に様式1号により申請をしなければならない。

２　前項の申請は、第１１条に定める法人会員の申請と同時に申請できる。

３　管理・運営責任者は、有料サービス申請者に対してヒアリングを行い、有料サービスの利用可否の判断をする。

４　前項により有料サービスの利用を認めた場合、管理・運営責任者は有料サービス申請者に対して様式２号により許可書を交付する。

第７条　有料サービス利用期間

有料サービス利用期間は、原則１年間とする。有料サービス利用の終期は、有料サービス利用開始日の属する月を初月として起算した12か月目の末日（末日が休日の場合は前営業日）とする。

２　前項期間は１回限り延長することができる。ただし、管理・運営責任者が認めた場合については、最大２回まで延長することができる。

３　前項により延長する場合、12か月未満での延長を可能とする。この場合、利用期間は１か月単位で許可を行うものとし、延長回数は前項によるものとする。

第８条　有料サービスの利用料等

有料サービス利用者は、利用を開始する月から起算して、年額１２０，０００円（税込）の利用料を支払うものとする。なお、月の途中で利用を開始または利用を中止した場合であっても日割り計算は行わないものとする。

２　第16条第３項により延長を行う場合の利用料は、月額１０，０００円（税込み）として利用月数を乗じた額を支払うものとする。なお、月の途中で利用を開始または利用を中止した場合であっても日割り計算は行わないものとする。

３　有料サービス利用者は、前項利用料を指定する期日までに納付しなければならない。

４　既納の利用料は還付しない。ただし、災害その他有料サービス利用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなった場合、その全部又は一部を還付することがある。

第９条　有料サービス利用の取り消し及び中止等

管理・運営責任者は、次のいずれかに該当するときは、利用期間中であっても、有料サービス利用者に対し有料サービス利用の取消し又は中止を命ずることができる。

(1) 許可された目的以外に利用したとき

(2) 第三者に利用させたとき

(3) 本学又は入居企業の社会的信用を失墜する行為を行ったとき

(4) 本学諸規則及び様式1号に定める約款に違反したとき

(5) 災害その他入居企業の責めによらない事由で入居できなくなったとき

２　前項のほか、HXの運営上特に必要があるときは、有料サービス利用の許可を取り消すことができる。

第１０条　法人会員及び有料サービス利用者の利用内容の変更、利用期間の変更等

法人会員は、利用内容若しくは利用期間を変更し（期間の更新を含む）、又は利用を取りやめる場合は、３０日前までに様式3号により管理・運営責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

２　法人会員のうち有料サービス利用者は、利用内容若しくは利用期間を変更し（期間の更新を含む）、又は利用を取りやめる場合は、３０日前までに様式3号により管理・運営責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

３　前２項により利用内容若しくは利用期間の変更を認めた場合、管理・運営責任者は法人会員に対して様式4号により許可書を交付する。

第１１条　有料サービス利用上の義務

有料サービス利用者は、利用許可を受けた目的及び方法並びに許可に付された条件に従い、施設及び設備に対して注意をもって利用しなければならない。

２　有料サービス利用者は、施設の利用に際し、関係法令及び本学の諸規則を遵守するとともに、施設内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

３　有料サービス利用者は、事業運営の進捗に関して管理・運営責任者の求めがあった場合は、様式５号により事業進捗の報告をしなければならない。

第１２条　有料サービス利用の権利譲渡等の禁止

有料サービス利用者は、有料サービス利用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。

（有料サービス利用期間終了時等の対応）

第１３条　有料サービス利用期間終了時等の対応

有料サービス利用者は、利用期間が終了したとき、または第１８条の規定により利用許可を取り消され、若しくは中止させられたときは、速やかに第１４条第3項に定める商業登記における本店所在地の変更を行い、支援部門宛に報告するものとする。

２　有料サービス利用者は、利用期間が終了したとき、または第１８条の規定により法人利用の許可を取り消され、若しくは中止させられたときは、速やかに所有物、私物等を撤去しなければならない。

３　支援部門は、有料サービス利用者が利用期間終了後３０日を経過した後、所有物、私物等を撤去しない場合、撤去及び廃棄を行うものとする。

以上